

1 市の危機管理について

- (1) 想定している事案について
- (2) サイバー攻撃の対応について
- (3) 宣戦布告なしの敵対的侵攻への対応について
 - ア 情報伝達について
 - イ 避難について
 - ウ 救急救命について

2 鹿島町境川で起きた油の流出事故について

- (1) 事故の概要について
- (2) 出動の状況について
- (3) 処理の状況について
- (4) 原因について
- (5) 現在の状況について
- (6) 行政措置について

◆新実祥悟議員

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、世界情勢に関連してということで、若干反応してしまいましたが、現在のウクライナの状況を見ながら質問をさせていただきます。

まず、大きい1番、市の危機管理についてお尋ねいたします。

本題に入る前に伺っておきたいのは、今回、また機構変更があつて、危機管理課というのができました。そういう中で、この危機管理課というのは本来どういふことをやる部署になっているのか、そういったことも含めて整理をさせていただきたいなというように思います。危機管理課で所管することを想定している事案についても併せてお答えいただきたいと思います。お願いします。

◎星野浩幸危機管理監

危機管理課は、令和3年度の機構改革で設置されております。業務としましては、令和2年度まで防災課が所管しておりました防災及び国民保護に関する事務に加えて、企画政策課が所管しておりました危機管理に関する事務を加えた内容となっております。

想定している危機管理事案につきましては、防災として対応する自然災害及び重大事故災害、また、国民保護として対応する武力攻撃事態及び緊急対処事態以外の危機でございます。

業務の区分けを例えますと、台風の被害により道路で土砂崩れがあつて通行できなくなった場合の復旧対応、これは災害対策基本法に基づく防災計画の範疇で、担当課、例えば

林道・農道であれば農林水産課が、市道であれば土木港湾課が対応するもので、危機管理事案ではございません。

一方、災害対策基本法や国民保護法の範疇から外れる個人情報の流出、情報漏えい、異常渇水、公共施設への爆破予告、要人、市職員への殺害予告など、また、新型コロナのような新型感染症等への対応、これらを危機管理事案として取り扱っております。

このように、危機管理課は、1として災害対策、2として武力攻撃等から市民を守る国民保護、3として、その他の危機管理、この3つを所管しており、様々な危機事案に対して総合調整の役割を果たしているものでございます。

以上です。

◆新実祥悟議員

分かりました。確認されていないということですね。

では、本題になりますが、(3)として、宣戦布告なしの敵対的侵攻への対応についてお尋ねいたします。

これは、日本の国土に対して突然他国が侵攻してきた場合、それも、日本というとても非常に分かりづらくなってしまうかもしれませんが、この蒲郡にロケット砲ですとかミサイル、そうしたものを使った攻撃があった場合ということでお尋ねしていくものなのですが、宣戦布告なしの敵対的侵攻があったときの市民への情報伝達について、まずお尋ねいたします。

◎星野浩幸危機管理監

宣戦布告なしの敵対的侵攻の例としましては、大きく分けて海上及び上空からの上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4種類がございます。

また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知、伝達されるよう、全国瞬時警報システム「Jアラート」や緊急情報ネットワークシステム「エムネット」を運用しており、これを的確に活用してまいります。

Jアラートは、緊急時に市の防災行政無線システムを人の手を介さず自動起動させ、速やかに放送するものですが、実際に流れた避難措置の指示の一例として、今年1月16日の未明に流れましたトンガ沖の海底火山噴火に伴う津波注意報がこれに当たります。

市からは、防災行政無線の一斉放送、防災ラジオ、市ホームページなどで情報を発信するとともに、消防、警察、自主防災会などと連携し、広報車の巡回や、拡声器なども用い、情報伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めてまいります。

また、武力攻撃や災害発生時においても、情報の収集・提供を確実に行うため、情報伝達ルートの複数化や停電時に備えて非常用電源の確保等を行っております。

以上です。

◆新実祥悟議員

実際にそういった大きな事案があった場合には電力・通信網の停止というのが当然想定されます。非常電源があっても、使えるのはその場所だけということになります。そうしたときに、いかに市民の皆さんを避難させるかということが問題になるというように思うのですが、その避難誘導はどのように行うのか、お願いします。

◎星野浩幸危機管理監

市民の避難誘導につきましては、蒲郡市国民保護計画に基づき、市職員及び消防職員、消防団は、市長の指揮の下、行うものとしております。また、高齢者、障がい者等、避難行動に支援を要する方々に対しましては、民生委員や社会福祉協議会をはじめとする関係団体との連携を図ってまいります。

なお、被害が広範囲にわたり、市単独では対応が困難であると認められるときには、警察、海上保安庁または自衛隊に応援を要請し、避難を確実なものとするように努めてまいります。

以上です。

◆新実祥悟議員

避難できたと想定します。次に、救急救命について、ウとしてお尋ねします。

生き残った場合であっても、もちろんけがをしているとか、そういったことがあると思うのですが、市民のそうした救命に対して市としてはどう考えるか、お願いします。

◎星野浩幸危機管理監

国民保護における市民の救急救命を含む救援全般につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の第75条において、県知事が行うものとされております。

市は、県知事が実施する救援活動の補助を行います。県知事から事務の委任を受けたときは、知事に対し国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請をいたします。

また、救急救命につきましては、市が県知事から事務の委任を受けた場合において、日本赤十字社と連携をしながら救援の措置を実施するものであります。

以上です。

◆新実祥悟議員

ありがとうございます。ただいま当局からお答えいただいたのは公助というところで、責任を持ってできることはやりますと、そういう御答弁だというように受け止めます。ですが、実際に危機に遭ったときに公助というのがあり得るかどうかです。

きのう竹内議員の質問の中で教育長が御答弁されていましたが、自助、共助について、しっかりと教えていくのだということでした。実際にそのとおりだのように思います。こういったウクライナのあの危機の状況を見た場合に、公助というのがあり得るのかということなのです。まずは自助。絶対に自分だけでも生き残るのだと。命を大切にするとかではなくて、死を恐れる、そして、市長をはじめ公の人たちは、いかに市民を守るのかということではなくて、いかにその命を残すのかという、そういう発想で考えていただきたいなというように思うのです。

その後、生き残った後に共助で多少なりとも何かできればということは、教育長がおっしゃったとおりだのように思います。

ウクライナのお話だけではないのですが、若干過去にさかのぼって、戦国時代に浅井長政という武将がいました。彼は、自分の首を差し出して、一族郎党、そして領民の命を、助けるのではなくて、その命を残すという、そういう努力をしたというように思っています。その結果、その浅井氏の血は、後に將軍家、徳川家に流れ、大きな働きをしたと思っています。いかに生きるか、残すことが大事かということの、その一つの証明でもあるかなというように思っております。

蒲郡市においても、これは武士道という覚悟というところではあるわけなのですが、為政者である市長は、いかに残すかということを考えておいてほしいなというように思います。

また、政府においても対話の窓口は閉ざさずに、いつ、どのような国家であろうと対話を続けていきたい、そういう思いで、今回、この質問をさせていただきました。この件については、私の思いを述べさせていただいて、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

では、次の2番、鹿島町境川で起きた油の流出事故についてお尋ねいたします。

まず、(1)として、事故の概要についてですが、この春、3月18日に油が流出しましたが、概要についてお答えいただけますか。

◎小田竹利消防長

令和4年3月18日に発生した鹿島町境川での油流出事故について、御説明申し上げます。

流出事故現場は、金平町長田地内にある旧漁網製造工場の建物解体工事現場からであります。事故概要につきましては、工事現場敷地内から漏れた油が折からの雨により側溝へ流れ出し、その後、地下排水溝を通過し、境川へ流出したものです。

調査の結果、流出した油は重油であり、流出した量は約20リットルと推定しております。また、三河湾への流出につきましては、境川下流にある民間商業施設クラスポ西側の鹿島樋門をすぐに閉鎖しておりますので、流出した油の量は微量であり、大規模な流出事故には至っておりません。

以上です。

◆新実祥悟議員

大規模な流出事故にはつながらなかったということで、ありがたいなというように思います。

それでは、(2)の出動状況についてです。

私の聞いたところによると、消防車が何台も来ましたよ、警察もたくさん来ましたというようなお話を聞いたのですが、どのような状況であったかお願いいたします。

◎小田竹利消防長

まず、通報は、近隣住民からの119番通報によるもので、境川に油が浮いているとの内容でございます。

出動状況についてでございますが、まず、消防本部が、車両6台、人員17名、環境清掃課、土木港湾課及び下水道課から各2名、計6名の職員が現場に出向いております。

また、その他の機関といたしまして、蒲郡警察署、三河海上保安署も出動しており、全てを合わせますと、車両12台、人員三十数名が現場にて油流出防止及び原因調査等の活動を行っております。

今回、この出動した機関につきましては、蒲郡市流出油防除対策協議会の構成機関でありまして、これは、国や県、市などの13の機関で組織されております。河川や道路等において油漏れ事故が発生したならば、すぐさま相互に連絡を取り合い、即時対応できる体制を取っております。事務局は消防本部予防課が務めており、定期的に会議を開催し、緊急時の連絡体制、情報の収集及び共有など様々な油防除活動についての情報交換を行い、このような事態に対して互いの連携を密にし、備えているもので、今回の件にありまして、各機関とも迅速に対応していただいた次第であります。

以上です。

◆新実祥悟議員

本当に多くの方が迅速な対応をしていただいたのだなというように思います。蒲郡市流出油防除対策協議会というのがあるということなのですね。大変心強いところです。

ところで、(3)の処理の状況について伺うわけなのですが、境川の付近で油の臭いがかなりしていたのです。その油の流出の範囲ですとか、その処理についてはどのように行ったか。それから、流出元というのがあるはずでして、その元の処理もしなければいけないというように思うのですが、その辺はどのようになったかをお願いします。

◎小田竹利消防長

流出しました油の範囲につきましては、境川の流域約200メートルにわたるものであります。その流出した範囲におきまして、油を吸着する性能を持つ素材で作られたオイルフェンスを4か所に設置して、海への流出を抑えております。

また、その下流にあります鹿島樋門の閉鎖を行い、水面に滞留した油を吸着するため、約50センチ四方の大きさの吸着マットを約100枚、水面に投入しております。

さらに、油吸着分解剤という、微生物の力で油を分解し、数か月後には自然に還るという性質の粉状の薬剤を流出現場の地表面及び境川の水面に対し散布活動を行っております。そして、流出元の工事現場の敷地内におきまして、解体作業を即時中断させ、敷地内を調査したところ、油が溜まっている箇所が幾つかありましたので、吸着マット及び土のう等を使用し、これ以上側溝や河川へ油が流出しないような処置を行っております。

また、油で汚染されました土壌等につきましては、適切に処理するよう指導が行われております。

以上です。

◆新実祥悟議員

ありがとうございます。（４）として原因についてお尋ねします。

そもそもこの原因は、誰がどのように、そして、なぜ起こったのかというところで伺います。

◎小田竹利消防長

油の流出元は、当初、不明でありましたが、付近を探索した結果、境川上流付近にある建物の解体工事現場からと判明いたしました。建物の敷地内には油を入れるタンクが地上に設置されていましたが、既に解体・撤去されており、別の場所に搬出されておりました。

しかしながら、タンクに付随していた配管は残っており、その配管内にはまだ油が残っていました。そのことを知らなかった解体工事の作業員が配管の撤去作業を始めたため、油が流出する事故に至ったものであります。そして、折からの雨により敷地表面から側溝へ流れ出し、地下排水溝を通過し、境川へと流出したものであります。

以上です。

◆新実祥悟議員

タンク自体は撤去されていたと。配管の中に残っていた。結果として、それが20リットル程度だったということですね。私が心配したのは、近くにガソリンスタンドがありまして、そこが関係しているのかなんていうように思ったのですが、結局、それは違ったということですね。

それで、現在の状況について伺います。流出元の現場は、その後どうなっているのか。それから、境川の現状、それはどのようなになっているのか、お願いします。

◎小田竹利消防長

関係機関の協力を得て、延べ9回にわたり流出元及び境川の状況確認を行い、そして、事故発生から10日後の3月28日、新たな油の流出が認められないことを確認しましたので、関係機関と連絡を取り合い、境川に設置しました4か所のオイルフェンスを全て撤去しております。

また、4月以降においても、再度、現場付近の状況確認をしておりますが、異臭や油が浮いているなどの異常は見られないため、活動を終了しております。

以上です。

◆新実祥悟議員

そもそもですが、その業者に対しては、では、どうするのかということです。（6）で行政措置についてということで伺いますが、市として何か罰則のようなものがあるのかどうか。それと、こういった事例というのは年間どのくらい市内で発生しているか、それも併せてお尋ねします。

◎小田竹利消防長

今回の油流出事故につきまして、原因者に対して市として罰則は科しておりません。しかしながら、市及び警察などの関係機関から、原因者に対し、厳重注意を行っております。

また、今回の油流出防止活動において使用したオイルフェンス、吸着マット及び油吸着分解剤等の資器材につきましては、原因者である解体業者の責任者に対して請求しており、既に完了しております。

次に、油流出事故の件数についてであります。市内では、昨年度34件発生しております。中でも交通事故に伴う油漏れが多く、車両エンジン部にあるエンジンオイルのホースが破損し、流出したというものがほとんどでございます。

また、河川に油が流出しているといった通報は、今回の事案を含め3件ございました。ほかの2件にあっては、うっすらと油膜が浮いている程度の状態であったため被害の報告はされておられません。

以上です。

◆新実祥悟議員

分かりました。とにかく大きな被害というのですか、環境破壊につながらなかったということで、それについてはよかったなというように思っています。本当に、この油が流出

しているということを、まず発見して通報してくれた方も含めて、市の担当部局の方はもちろんですが、消防の皆さんに感謝を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。